

徳島県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年5月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
136	宮倉徳島	徳島市新南福島一丁目13番1 地先から 同 福島一丁目359番地先 まで	258.3	令和8年5月26日